第1編 総 論

第1章 市の責務、市国民保護計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び岡山県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、高梁市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等 第5編 緊急対処事態への対処 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わないものとする。)

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平 素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めると きは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民 は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に 努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、 指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断 するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

全の確保に十分に配慮する。

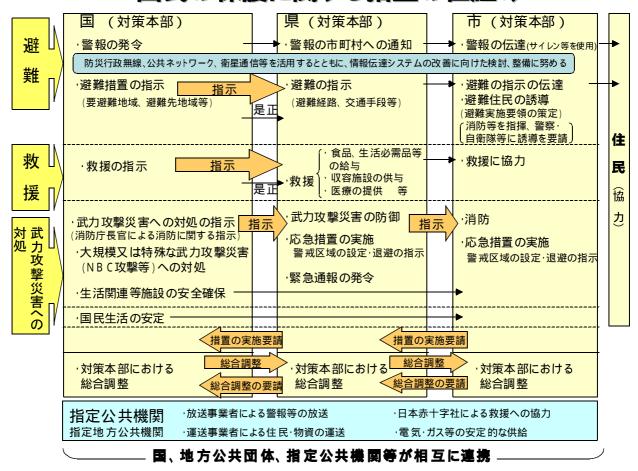
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
高 梁 市	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難
	に関する措置の実施
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災
	害への対処に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関の連絡先

(資料編)下記関係機関の連絡先

【関係指定行政機関】

【自衛隊】

【関係指定地方行政機関】

【関係県機関 (県警察を含む)】

【関係市町村機関】

【その他の機関】

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、岡山県の中西部に位置し、東は吉備中央町、西は広島県神石高原町、南は総社市・井原市、北は新見市・真庭市に接しており、東西に約35km、南北に約30kmで総面積は、547.01 kmである。

総面積の78.5%は山林・原野、8.7%は耕地、12.8%はその他となっている。

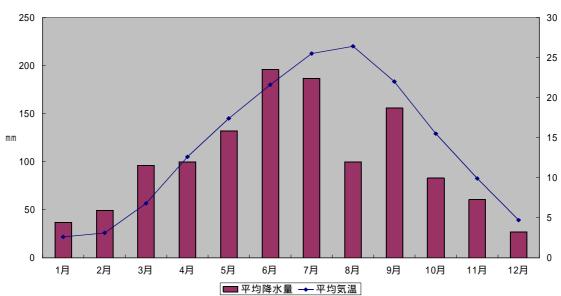
地形の特徴としては、市のほぼ中央を南北に高梁川が貫流し、その支流が隣接市町に源を発している。河川沿いの一部に平坦地があるが、その他は吉備高原特有の台地上の地形を成す標高300mから500mの山間地帯である。

(資料編)高梁市地図

(2) 気候

本市においては、その位置が示すように県南部に比べると気温がやや低く、県北部に比べると比較的温暖であり、降雨、降雪も少なく、台風等の被害も比較的少ない。 年間平均気温は14.3 前後で一年を通じて霧が多く、雨量は年間1200mm程度である

が、その多くは多雨期と台風期に集中している。



高梁市月別平均気温、降水量

(3) 人口分布

高梁市、有漢町、成羽町、川上町及び備中町の1市4町が合併して誕生した高梁市の平成16年10月1日現在の住民基本台帳人口は、37,896人であったが、平成18年6月30日現在の住民基本台帳人口は36,971人となり、人口は減少傾向にある。また、平成18年6月30日現在の年齢別人口構成では、65歳以上の高齢者人口が34.6%と高齢化が著しく進んでおり、年少人口、生産年齢人口の減少が加速している。人口分布では市街地部に集中しており、市街地を除いた地域の過疎化も進んでいる。

(資料編)地区別人口、人口密度、年齢構成

(4) 道路の位置等

市内の道路は、市の南東方向の総社市から北北西方向の新見市に延びる国道180号、市の南西方向の井原市から北北東方向の真庭市に延びる国道313号、また、市街地を起点とし、東の加賀郡吉備中央町に延びる国道484号が基幹となっている。また、国道を除く主な幹線道路は、主要地方道高梁御津線、高梁旭線、高梁坂本線、

長屋賀陽線、新見川上線、倉敷成羽線、美星高山市線、芳井油木線の8路線がある。

(資料編)高梁市地図

(5) 鉄道の位置等

鉄道は、JR伯備線が、市の南東方向の岡山・倉敷方面から北北西方向の新見・米子方面に延びており、市内に備中広瀬駅、備中高梁駅、木野山駅、備中川面駅、方谷駅の5駅が存在する。

(資料編)高梁市地図

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻擊事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

(1) 着上陸侵攻

特徴

一般に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。

留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難や広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴

事前にその活動を予測あるいは察知することが困難で、突発的に被害が生ずることも考えられる。このため、市街地部をはじめ、鉄道、橋りょう、ダム、電力関連施設などに対する注意が必要となる。

少人数のグループにより攻撃が行われるため使用可能な武器も限定されることから、被害は施設の破壊等が主となる。被害範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。また、爆薬と放射性物質を組み合わせたダーティボムと呼ばれる爆弾が使用される場合がある。

留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行うこととし、事態の状況により、警戒区域の設定、退避の指示など時宜に応じた措置が必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極め

て短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC 弾頭)を着弾前に特定することは困難である。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が主となる。

(注)NBC:核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)兵器 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、特に迅速な情報伝達や行動などの初動が重要であり、屋内への避難指示や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻擊

特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、市街地部に対する 攻撃のほか、生活関連等施設が目標となることもある。

留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、生活関連等施設に対する攻撃の場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に、当該施設の安全確保や施設周辺への立入禁止措置等を実施する必要がある。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ア 原子力事業所等の破壊
- イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ウ 危険物積載船への攻撃
- エ ダムの破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- エ 水源地に対する毒素等の混入 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
- ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- イ 弾道ミサイル等の飛来